

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和8年2月6日（金）午前10時00分～午前11時00分				
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	8	森岡芳文				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	井上事務局長		富永次長		三瀬専門員（農地）	
		松田専門員（農政）		吉田書記			
⑦	農林振興課	竹田課長		西山課長補佐			
⑧	会議の内容		議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について			
			議案第9号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について			
			議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について			
			議案第11号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について			
			議案第12号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について			
			議案第13号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について			

事務局（局長）	<p>只今から、令和8年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、8番 森岡芳文委員より欠席の報告を受けています。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、27番 永沼寛委員と28番 日野修一委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第8号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書1ページ並びに議案説明資料2ページから4ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の田1筆370㎡について、譲受人が申請地を購入し、新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、平野町平地の畑1筆186㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>3番、菅田町菅田の畑3筆445㎡について、譲受人が勤務先付近で新たに耕作管理を始めるため、申請地を取得するものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>以上3件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
3番	<p>1番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、売買による所有権移転です。</p>

議長（会長）	<p>申請地は、大洲市総合福祉センターから南東へ約700mのところにある農地です。</p> <p>先月19日に、事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地には雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備していくとのことでした。</p> <p>申請地を取得するにあたって、譲受人より、野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されています。</p> <p>農機具につきましては、必要に応じて購入していくとのことでした。</p> <p>申請人夫婦が年間を通じて農業に従事するとのことですので、今後の耕作状況を見守りたいと思います。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
7番	<p>2番。</p> <p>2番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は3ページを参考にしてください。</p> <p>2番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、平野コミュニティセンターから西へ約2.7kmのところある農地です。</p> <p>先月19日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は県外在住ですが、実家が申請地近くにあり、年間の半分くらいは実家へ帰省し、農業に従事しており、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>3番。</p> <p>3番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は4ページを参考にしてください。</p> <p>3番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、松山自動車道大洲富士インターチェンジから、東へ約300mのところにある農地です。</p> <p>先月15日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>申請地を取得するにあたって、譲受人より勤務地近くにある農地を譲り受けて、自家消費程度の野菜を栽培したい旨の「新規営農計画書」が提出されています。</p> <p>農機具につきましては、必要に応じて購入していくとのことでした。</p> <p>申請人が年間を通じて農業に従事するとのことですので、今後の耕作状況を見守りたいと思います。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>

議 長 (会長)	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第9号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係長)	議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案書2ページ並びに議案説明資料5ページから16ページまでをあわせてご覧ください。 1番、菅田町大竹の土地1筆です。 申請者の現在居住している住宅が平成30年7月豪雨で浸水被害にあったものであり、また、築年数もかなりのもので傷みも激しいため、申請地に自己住宅及び農業用倉庫を建築するため、転用するものであります。 申請地は、議案説明資料6ページの位置見取図において示している箇所となっており、大洲市中心部から東南東に約2.5kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料5ページをご確認ください。 なお、申請地には、既に農業用倉庫等が建築されていますが、倉庫等の面積合計が約128㎡で200㎡未満のものであるため、転用許可は不要であったものです。 2番、肱川町大谷の土地1筆です。 牛に与える牧草を保管する倉庫が新たに必要になったため、申請地に農業用倉庫を建築するため、転用するものであります。 申請地は、議案説明資料12ページの位置見取図において示している箇所となっており、大洲市内中心部から南東に約1.3kmのところを位置する農用地区域内農地です。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料11ページをご確認ください。 なお、当該農用地につきましては、用途区分変更について昨年12月に12条公告が行われています。 申請地には既に農業用倉庫が建築され、違反転用状態となっており、申請人から始末書が提出されています。 以上2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 3 番

1 番。

1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 5 ページから 1 0 ページを参考にしてください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、住宅は許可有り次第、自己資金にて着工するとのことであり、また、農業用倉庫等は既に建築しているので特に問題ないものと思われま

す。第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は、北側の農地以外は、道路や農業用倉庫と隣接しており、隣接農地にも影響のないよう工事を行うとのことであり、また、各項目において適当と思われることから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

2 番。

3 4 番

2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 1 1 ページから 1 6 ページを参考にしてください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、既に農業用倉庫の敷地として利用されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し大変反省をされています。

第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、市道や自己所有地などで囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 1 0 号『農地法第 5 条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）	<p>議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請の取下について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、昨年第12回の定例総会で、ご審議いただいた案件です。</p> <p>譲受人が申請地を宅地造成し、子供に住宅用地として貸し付ける計画でありましたが、その子供が申請地を取得して、自己住宅を建築することになったため、本申請を取下げたいとのこととございます。</p> <p>なお、この申請地につきましては、譲受人・転用目的等を変えた転用申請が出ていますので、この後ご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（質疑なし）</p>
議 長（会長）	<p>特に質疑もないようですので、本案について取り下げることにご異議 ありませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、許可申請の取下げを認めることに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第11号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページ並びに議案説明資料17ページから24ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、若宮の土地164㎡の案件は、譲受人が経営している電気工事事業の業績が伸び、現在、資材・機材を保管している借地では手狭になったため、申請地を取得して倉庫を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.7kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）内にある農地であることから第3種農地と判断しています。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>次に、2番新谷の土地468㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。</p> <p>したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、申請地の一部には、既に物置が建築されている違反転用の状態です。これについては譲渡人から始末書が提出され、反省していますの</p>

で、追認していただきますようお願いいたします。
以上2件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 番。

2 番 1 番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。
申請地は18ページの位置図のとおり大洲市総合福祉センターから北東へ約650mに位置する農地になります。
まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
しだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま
す。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地
目図のとおり、隣接農地はありませんので、問題ないものと思われま
す。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可
相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 2 番。

1 9 番 2 番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の21ページから24ページを参考にしてください。
申請地は、22ページの位置図のとおりJR新谷駅から南東へ約340
mに位置する農地になります。
まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ない
ものと思われます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
しだい自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないも
のと思われます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地
目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同
意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、
申請地の一部に、届出なく物置が建築されている違反転用に関しまして
は、譲渡人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許
可はやむを得ないものと考えます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として
送付することにご異議ありませんか。

委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することすることに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第12号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農地係長)	<p>議案第12号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>当議案は、前年度の事業状況報告がありました農地所有適格法人について、要件を満たしているかご審議をお願いするものです。</p> <p>要件については、前のスライドに表示していますので、参考にしてください。</p> <p>1番、〇〇〇〇。</p> <p>①「法人の組織」は、株式会社です。</p> <p>②「事業の限定」は、主に野菜苗・花苗の生産とあわせて、種・園芸資材販売等を行っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上です。</p> <p>③「構成員の資格」は、構成員2名全員が農業常時従事者です。また、有している議決権20,000口全てが農業関係者の議決権です。</p> <p>④「経営責任者の要件」は、執行役員2名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しており問題ありません。</p> <p>以上、1件の報告書等を確認しましたところ、議案書に記載のとおり農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、報告書の内容について承認することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、報告書の内容について承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第13号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農地係長)	<p>議案第13号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページから17ページをご覧ください。</p>

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。

今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が22件34筆、利用権設定13,474㎡、使用貸借の件・筆数が8件14筆、利用権設定48,042㎡で、議案書14ページに記載のとおり利用権設定の件・筆数が30件・48筆、利用権設定の総面積は61,516㎡です。

続きまして、所有権移転の案件です。議案書は15ページから17ページをご覧ください。

1番、2番は同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。

面積は1,616㎡です。利用目的は水稲です。

3番、4番は同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。

面積は3,300㎡です。利用目的は水稲です。

5番、6番は同一案件です。菅田町大竹字町屋敷の畑1筆と田1筆について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。

面積は1,046㎡です。利用目的は野菜と水稲です。

7番、8番は同一案件です。菅田町大竹字石丸の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。

面積は826㎡です。利用目的は水稲です。

以上、所有権移転の件・筆数は、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため8件・14筆、総面積は13,576㎡です。

問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。

議題についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。

委員

（意見なし）

議長（会長）

特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。